

労災申請書もらえぬ末 自殺

労基署「ハードル高い」繰り返し返す

職場で横領を疑われて解雇され、うつ病の症状が出たとして労災申請を希望した男性に、鹿沼労働基準監督署（栃木県鹿沼市）が申請書を渡さなかったことがわかった。男性は3カ月後に自殺。遺族は、労基署職員が男性に「（認定は）ハードルが高い」と繰り返し返したことが労基署に求められる注意義務に違反したとして、国に330万円の損害賠償を求めて東京地裁に11日付で提訴した。

遺族、国を損害提訴

遺族は男性の死後、改めて労災を申請。1年後に労災が認められた。

労災申請について、厚生労働省は2011年、労災

認定の可能性が低いと説明するなどして「受け付けを拒むようなことは厳に慎む」と各労働局に通知。その後繰り返しこの内容を

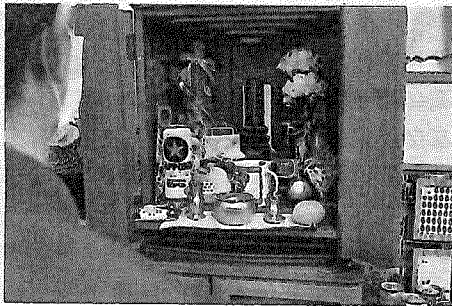
通知しているほか、同省が定めた認定の実務要領にも「相談者に請求を諦めさせるものと受け取られるような発言は絶対に行わない」と明記している。

訴状などによると、鹿沼市の50代男性は19年4月、勤務先で起きた横領事件で

身に覚えがないのに告訴され、懲戒解雇された。翌年に詐欺罪で別の社員の有罪判決が確定した。男性の関与は認定されなかった。

男性は当時、逮捕されるのではという不安と解雇されたショックで気が沈むなどのうつ病の症状を覚え、労災申請のため翌月に同署を訪ねた。同席した妻がこの際、録音によると、対応した職員は、精神疾患が絡む労災の認定はハードルが高

亡くなった男性の仏壇を見つめる長男13日、栃木県鹿沼市（画像の一部を加工しています）



いとして「認定になるケースは非常に少ない」「難しいのかなという印象は受け」などと発言。男性は労

災申請書の交付を希望して窓口を訪れたが、職員は労災制度のパンフレットを渡しただけだった。

申請書はネットでも入手できる。ただ、男性は職員の対応から労災認定は無理だと感じ、申請を諦めた。男性はその後、19年8月に命を絶った。妻は同月末に労災を申請。同署は20年8月、男性が横領への関与を否定したのに告訴され、職場から退職を強要されたことが強い心理的負担になっ

たと認定した。19年5月ごろに急性ストレス反応を発症、その後うつ病になったとして労災を認めた。

同署を所管する栃木労働局は取材に「個別事案の回答は控える。訴訟については訴状が届いておらずコメ

ントできない」と答えた。男性の妻は「職員の言葉で、労災申請は認められないうし受け止められなかった。夫の死の1因は労基署側の対応にあり、裁判で責任を問いたい」と話す。（遠藤隆史）